

さくら市社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条第3項に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 会員とはさくら市内に居住する者並びに社会福祉法人さくら市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の趣旨に賛同し、入会したものをいう。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員(一般の世帯)
- (2) 特別会員(財政的支援の個別会員)
- (3) 賛助会員(法人・団体・その他の会員)

(会費の額)

第4条 会員の会費額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|----------|
| (1) 普通会員 | 年額 | 600円以上 |
| (2) 特別会員 | 年額 | 1,000円以上 |
| (3) 賛助会員 | 年額 | 3,000円以上 |

(会費の納入)

第5条 会員はその年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(実施事項)

第6条 本会は会員に対し次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の事業計画・報告・予算・決算の報告
- (2) 本会の発行する広報紙及びパンフレット、チラシ等の配付
- (3) 本会の発行(刊)する社会福祉関係資料及びその他の資料の配付
- (4) 本会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 本会の実施する大会、講習会、研修会等への参加案内
- (6) その他必要な事項

(委任規定)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。